解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

福岡県北九州市戸畑区小芝三丁目三番二五号

北九州信栄商事株式会社

代表清算人　林　惠美子

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

大分市大字田尻六五九番地

安東久登建設有限会社

清算人　安東　敏雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

高知県土佐郡土佐町土居一九四番地

財団法人土佐町開発財団

代表清算人　和田　守也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

大阪市住吉区苅田三丁目一〇番二八号オーセントビル　社団法人日本建設受託協会

清算人　須藤武一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

大阪市淀川区新高四丁目六番六号

社団法人現代俳画協会

代表清算人　坂下　毅

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月三十日開催の社員総会の決議により、平成二十五年八月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

山口県周南市代々木通二丁目一二番地

社団法人周南土木協会

清算人　薩本　猛夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

鹿児島市鴨池新町一〇番一号

社団法人鹿児島県水道協会

代表清算人　霜出　勘平

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月二十七日開催の通常総会の決議により平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

青森県むつ市柳町一丁目四番一五号

社団法人田名部柳町栗山奉公会

代表清算人　二本柳忠男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月三十日開催の社員総会の決議により同年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

神奈川県横浜市中区日本大通五番地二

社団法人神奈川県農協会館

清算人　志村　善一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三日

北九州市八幡西区堀川町九番四七号

財団法人折尾洋裁専門学院

代表清算人　末吉　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市太田六五一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田谷　健造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三日

事務所茨城県鹿嶋市宮中三〇七番地一　VITA KASHIMA二F

相続財産管理人　弁護士　細田はづき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市谷津五丁目四一番、最後の住所千葉県船橋市本町四丁目四三番二一一〇〇五号　被相続人　亡　大野　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三日

千葉県船橋市二和東六丁目一三番三―四〇九号　司法書士おおう事務所

相続財産管理人　大浦　高広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都江戸川区東小松川二丁目四一〇二番地、死亡の場所不詳、死亡年月日不詳、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳　被相続人　亡　中村佳世子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子

（登録姓　中嶌）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区須賀町九番地、最後の住所東京都狛江市中和泉五丁目三三番二一号　被相続人　亡　松江　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三日

東京都新宿区四谷一丁目九番地有明家ビル二階寺尾・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　昇

第49期決算公告

平成25年10月3日

東京都江東区冬木14番5号

ニヤクトレーディング株式会社

取締役社長　三上　孝

貸借対照表の要旨　（平成25年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,699,000	流動負債	1,146,978
固定資産	207,724	固定負債	528,806
		株主資本	1,195,919
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,145,919
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,133,419
		（うち当期純利益）	(52,146)
		評価・換算差額等	35,020
		その他有価証券評価差額金	35,020
資産合計	2,906,725	負債・純資産合計	2,906,725